

別表1 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘 要
			建 物	家庭用 財 産	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		%	%	被害建物の残存部分に補修を加えても、再び建物として使用できない場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の 50%以上であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の 70%以上である場合
	半 壊		50	50	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の 20%以上 50%未満であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の 20%以上 70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	建物の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床 上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	- 海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水（24 時間以上）の場合には、各割合に 15%を加算した割合を使用します。 「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床 上 1 m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床 上 50 cm以上 1 m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床 上 50 cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
	床 下		15 (0)	—	

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を 100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえて適用します。

別表2 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり、単位：千円）

	木造	鉄骨鉄筋コン クリート造	鉄筋コン クリート造	鉄骨造		木造	鉄骨鉄筋コン クリート造	鉄筋コン クリート造	鉄骨造
全国平均（注）	228	354	385	340	三重	254	354	385	340
北海道	260	354	385	340	滋賀	228	354	385	340
青森	234	354	404	340	京都	241	360	385	365
岩手	242	354	385	340	大阪	228	354	385	340
宮城	228	478	421	340	兵庫	228	354	385	340
秋田	229	354	385	340	奈良	228	354	385	340
山形	242	354	385	340	和歌山	230	354	385	358
福島	229	354	410	340	鳥取	243	354	385	360
茨城	232	360	385	340	島根	253	354	385	340
栃木	229	354	385	340	岡山	250	354	385	340
群馬	228	354	385	340	広島	228	354	385	340
埼玉	228	388	421	340	山口	248	354	385	340
新潟	228	354	580	340	徳島	236	354	385	340
長野	240	392	460	412	香川	257	354	457	340
千葉	228	422	419	384	愛媛	241	354	385	340
東京都	247	354	406	340	高知	257	354	385	340
神奈川	255	354	621	340	福岡	228	354	385	340
山梨	256	354	399	344	佐賀	228	354	385	340
富山	248	639	385	340	長崎	235	354	385	340
石川	260	354	385	340	熊本	228	361	385	340
福井	292	354	495	340	大分	228	354	385	340
岐阜	232	354	385	340	宮崎	228	354	385	340
静岡	238	354	385	340	鹿児島	235	501	385	340
愛知	228	354	385	342	沖縄	228	354	385	340

（注） 該当する都道府県の工事費用が全国平均を下回る場合は、全国平均の工事費用を用いています。

別表3 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫 婦	独 身
歳 ～ 29	万円 500	300 万円
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人(年齢 18 歳以上) 1 名につき 130 万円を加算し、子供(年齢 18 歳未満) 1 名につき 80 万円を加算します。

参考(償却費相当額について)

「償却費相当額」は、①業務用資産の場合は、事業所得や不動産所得の計算上必要経費に算入される償却費の累積額とし、②非業務用資産の場合は、「所得税法施行令第 85 条《非事業用資産の減価の額の計算》」の規定に準じて計算した金額とします。

なお、非業務用資産の償却率は、法定耐用年数に 1.5 を乗じた年数(1 年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。)に対応する旧定額法の償却率になります。

【例】建物の場合

《非業務用建物(居住用)の計算方法》

$$\text{建物の取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数}^{\ast 1} = \text{償却費相当額}^{\ast 2}$$

※1 「経過年数」の6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てます。

※2 建物の取得価額の95%を限度とします。

《非業務用建物(居住用)の償却率》

区分	木造	木 骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	鉄骨造	
				金属造① ^{※3}	金属造② ^{※4}
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

※3 「金属造①」・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物

※4 「金属造②」・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

ご 案 内

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお尋ねください(住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。)
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約(事前予約制)していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。